

## 総合計画市民検討協議会 第4回報告書（生活・環境部会）

<b>記録者</b>	菅原 一修	<b>場所</b>	市役所北庁舎第1～3会議室	
<b>開催日時</b>	平成24年3月10日（土） 午前9時30分～正午			
<b>出席者 （12名）</b>	青野 まり	伊藤 盛敏	大崎 清見	澤井 泰造
	住崎 岩衛	蛭田 ふさ子	宮野 貴司	森田 真央
	鈴木 崇之	本間 雄士	矢島 彩子	菅原 一修
<b>傍聴者</b>	2名（ ）			

<b>基本目標</b>	Ⅱ 安全で快適に住めるまちづくり（生活・環境）
<b>基本施策</b>	2 緑の整備

### めざすまちの姿（平成33年のまちの姿）

（市民を主語にすると考えやすい ※計画の推進にあたっては一部該当せず）

- 市民一人ひとりが主導し、緑を保全・整備する気持ちを育みます。
- 人間と生物の共存できる街づくりを進めます。
- 市内にある用水路を、自然や生き物と調和した環境へ整備します。
- 市民が参画し、市民のニーズに合わせて公園の整備・改修を進めます。

### 主な課題

（めざすまちの姿と現状のギャップを埋めるために必要なことを課題と捉えると考えやすい）

#### ・水と緑のネットワークの形成について

- ・府中市緑の基本計画2009は「量」から「質」に方針を転換した。これに基づき水と緑のネットワークの整備と管理を進めていく必要がある。
- ・府中用水は、疏水100選に選ばれているが、保全やPRが不十分なため、市民への周知ができていない。安らぎが与えられる親水が足りない印象があるため、PRの強化が必要。
- ・府中用水の多くはU字溝と蓋により密閉されているため、水に親しめず野生植物や生物などの環境が損なわれている。できるだけ暗きょを少なくし、年間を通じて自然に水が流れ、植物や生物にも配慮した環境づくり（ビオトープ）を推進し、ワンドなどを整備する必要がある。
- ・用水路で開放されているところには、ごみが捨てられていたり、近隣の開発の時に発生するガラが埋められていたり、環境整備や保全が万全ではない状況にある。
- ・用水は本来農家が利用するものなので、用水路の利用にあたっては用水組合とよく相談する必要がある。
- ・市内の用水路の距離は非常に長く、場所も多いため、用水路の全容は誰も把握できていない。中にはもう既に役目を終えて廃路敷になっている場所も多数あるため、まずは調査する必要がある。
- ・用水路（農業用水路）は用水組合が管理を行っており、組合員は全て農家であるため、他の市民は用水路についてあまりよく知らない人が多い。今後一般市民向けのPRの強化や

勉強会の実施などの環境整備・強化が必要。

・**緑化活動の推進について**

- ・市街地や人の多く行き交う場所に緑地が少ない。市民等の協力により、街中の花壇やベランダなどに花を植え植栽を増やす事が必要。
- ・道路沿いに街路樹がたくさん植えられたりするのは良いが、木の成長に伴い街路灯や、電線等に接触してしまうなど、10年先まで見越した対応が必要。根の張り方なども異なるため、樹種を選択からしっかり行うことが必要。
- ・市内各所において、緑化を行う敷地面積に限界がある。緑というと樹木の印象があるが、ツタも緑化に有効な手段であるため、グリーンカーテンなどを活用し、整備していく必要がある。

・**公園・緑地の整備と管理の充実について**

- ・公園の遊具について、遊具の老朽化に伴う撤去が目立ち、遊具が減少している。ニーズにあった遊具の設置、人口の増加を踏まえた公園整備やメンテナンスが必要。
- ・今後、大震災が予想されているため、身体の不自由な人たちの避難場所となる公園は増やすべき。今後の公園は緑地だけではなく、防災公園として必要とされている。
- ・公園、広場等、子どもの「遊べる」場所や「自然に触れあえる」場所の確保が必要。

**役割分担の考え方**

**【市民の役割】将来像の実現に向けて自分たち市民ができること、取り組むべきこと**

- ・公園の整備から市民が参画する。
- ・市民一人ひとりが主導し、緑を整備する意識を持つ。
- ・京王線の線路脇など人の目に着く場所にきれいな花（適した物）を植える。また、人の集まる場所に多くの緑を植えることにより、整備活動が市民などへ緑と花の調和のアピールになる。
- ・市民花壇の管理を率先して行う。
- ・公園の一部など、管理を地域の住民に託す。（愛着と防犯のため）
- ・用水路の管理は用水組合の加入者のみでは、全体の対応は難しい状況にあるため、用水路の掃除や草むしり等は市民が協力して行うことで自然と触れ合う機会が増える。
- ・花壇のコンテストを行い、市民が管理することで緑化意識の啓発にもつながる。
- ・ドイツのように壁面緑化を公共施設だけではなく住宅にも活用する。

**【行政の役割】自分たちの取り組みを実現するために行政に支援してもらいたいこと、行政が行うべきこと**

- ・市内に農地を残すことは、府中市の快適環境が保てるかどうかである。この貴重な市内農地の保全対策を鋭意進めること。
- ・市内農地の保全対策を鋭意進める。
- ・京王線などの周囲にきれいな花（適した物）を植えられるよう要請する。
- ・市民が管理する花壇のコンテストを行うことで、緑化意識の啓発につなげる
- ・府中基地跡地は貴重な緑地であり、そのまま残してほしい。100年経てば自然林と認定さ

<p>れるが現在既に 50 年経過しているため、今後は樹木を伐採せず自然林と認定されるまで保護してほしい。⇨ただし、樹木が生えている地面はアスファルト等で覆われている部分もあるため、整備とともに樹木を植え替えることも検討しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府中基地跡地で、新たに土地利用計画をつくる際には、全域 15 ha を市民の憩いの場とするとも考えてほしい。</li> <li>・市民の目線に立ち、市民の声を取り入れることは必要不可欠だが、並木や大木を伐採するときは、都市整備、景観等、他の部署と協議して住民の多くの意見で決定する。少数の苦情を一つの課で決めない。</li> <li>・他市のように市民に対し用水路の教育を行い、ビオトープを活用する。</li> <li>・公共施設の緑化の義務制度をつくる。</li> <li>・蓮を見る会、グリーンフェスティバル等、イベントの回報・広報を増やし、緑化の大切さをアピールし、本来の目的をしっかりと市民に訴える。</li> <li>・住宅の壁面緑化を推進する。</li> <li>・法定公共物の里道は市の貴重な財産であり、払い下げまたは放置するのではなく、全線を詳細に再調査し市民のために、歩道や緑地などとしての活用を検討すること。</li> <li>・市民からの要望や提案については、行政の分野別に関係各部課係で構成する検討のための「ワン・ストップ」の組織体制を確立すること。</li> <li>・用水路脇において建築行為・開発行為を行うことで、用水路の環境悪化を招いている。工事に伴うガラ（建築廃材）の飛散や生活排水が流れ込まないようにするなど、市は事前に開発事業者と協議を行う必要がある。また水路敷地の状況に応じて、実際に用水を利用している各用水組合に意見を求めてほしい。</li> </ul>
<p><b>その他 提案事項</b></p> <p>(指標のアイデア、事業のアイデアなどの提案など。)</p> <p>市内の緑地が放射能により汚染された場合の対処を考えておく。</p> <p>府中市内の農地は相続等の問題により、売却され、集合住宅が建設されるなど、減少の傾向にある。また、農地に対する理解の低さか、隣の建築物により日が当たりづらくなる等、農地の環境が悪化している。農地を開発から守ることと、手放さなくて済むような対策が必要。</p> <p>将来の好ましいまちの姿を保つため、農地の多面的機能を発揮させる対策が必要。</p>

<p><b>事務局への連絡事項</b></p>	<p>特になし</p>
-------------------------	-------------